

○檜原村教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱

平成18年9月21日
教委要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、檜原村教育委員会以外のものが行う事業等について共催、後援又は協賛（以下「後援等」という。）の名義使用を承認する場合の基準、その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 後援等の名義使用承認の形態は、次のとおりとする。

(1) 共催

事業の企画又は運営に参加し、当該事業の実施について責任の一部を分担することをいう。

(2) 後援

事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について援助又は協力することをいう。

(3) 協賛

事業の趣旨に対して賛意を表すものをいう。

(後援等の名義)

第3条 後援等において承認する名義は、「檜原村教育委員会」とする。

(使用承認の基準)

第4条 後援等の名義使用承認は、主催者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 学校等の教育機関又はこれらの連合体

(3) 公益法人又はこれに準ずる団体

(4) 新聞社又は放送局等の報道機関

(5) その他の団体等で、教育の振興に関する事業を行うことを主たる目的とし、次に掲げる要件を満たす団体

ア 主催者の存在、所在地が明確であること。

イ 規約・会則の定めがあり、団体意志を表明する代表者、団体意志を執行する組織・機構が確立していること。

ウ 堅実な活動実績を有し、事業遂行の意志及び能力が十分にあると認められること。

(6) その他事業実行委員会等の臨時的に組織された団体にあつては、その組織、運営及び団体意志が明らかであり、事業遂行の意志と能力が十分にあると認められること。

2 前項に定めるもののほか、後援等の名義使用承認は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 事業の目的及び内容があきらかに教育、福祉、学術、文化振興及びスポーツの普及向上に寄与すると認められるもので、公益性のあるものであること。

(2) 特定の会員等を対象とせず、広く村民に公開されていること。

(3) 村内及び西多摩地域で開催されること。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(4) 入場料等を徴収する事業にあつては、その額が適正又は社会通念上低廉であり、かつ公益性を有するものであること。

(5) 収益をともなう事業にあつては、その収益を教育事業あるいは社会福祉事業にあてる等の公益性を有するものであること。

(6) 公衆衛生、危険防止等の安全対策が十分に講ぜられていること。

(7) 檜原村の後援等の承認を受けていない事業、又は受ける予定がない事業であること。ただし、事業を行う上で名義を重ねて用いることが特に必要と認められた場合を除く。

(8) その他、教育委員会が特に後援等を行う必要があると認める事業であること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業等については、後援等を行わない。

(1) 法令又は公序良俗に反するもの

(2) 村の政治的中立性を損なうと判断されるもの

(3) 村の宗教的中立性を損なうと判断されるもの

(4) 専ら営利を目的とするもの

(5) 団体の構成員になることを前提としたものや会員の勧誘を目的とするもの

(6) 団体の内部行事的な事業等を行うもの

(7) その他、教育委員会が後援等を行うことが不相当と認められるもの
(申請手続)

第5条 後援等の名義使用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援等名義承認申請書（様式第1号）に、次の関係資料を添付して申請しなければならない。

- (1) 事業の開催要項又は企画書等事業の詳細を明らかにする資料
- (2) 事業の収支予算書（入場料・参加料等を徴収する場合）
- (3) 規約又は会則及び組織・活動に関する資料等の申請団体の内容を明らかにする資料。ただし、既に教育委員会において、当該関係資料を在置する場合又は社会 通念上明白な場合はこの限りでない。
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類又は前回実施時の事業案内、パンフレット、プログラム等の参考資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類
(使用承認の手続)

第6条 前条の規定に基づく申請があったときは、第4条の使用承認の基準により審査し、その諾否を申請者に通知（様式第2号）するものとする。なお、名義使用を承認する場合にあっては条件を付して通知するものとする。

2 後援等の名義使用承認に関する事務処理は、教育課において行うものとする。
(承認の条件)

第7条 前条第1項に規定する名義使用承認の条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 名義使用承認後、事業計画に変更があった場合は直ちに届け出ること。
- (2) 入場料等を徴収する事業及びその他必要と認める事業については、事業実施報告書（様式第3号）を提出すること。
- (3) 事業等開催に伴う経費負担及び一切の責任は申請者が負うものとする。
- (4) その他必要とする事項
(承認の取消し等)

第8条 承認書の交付後であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消することができるものとする。

- (1) 事実と相違する申請書により承認を受けたとき。
- (2) 承認の条件に違反したと認められるとき。
- (3) その他、檜原村教育委員会の後援等名義使用事業としてふさわしくない事実が判明したとき。

2 承認の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により承認が取り消された事業等又は事業等の実施後に同項に該当したことが明らかになった事業等については、翌年度以降の後援等は、原則として行わないものとする。

4 後援等名義の無断使用があった場合は、警告を行うものとする。
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日より施行する。

附 則（令和4年教委要綱第3号）

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和6年教委要綱第2号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。